関東運輸局管內自家用自動車有償貸渡賃貸借契約書

自家用自動車(以下「自動車」という)賃貸借契約を締結するにつき、賃借人 支出負担行為 担当官 関東運輸局長 ○○ ○○ を発注者とし、賃貸人 ○○○○(会社名) ○○○○(代 表者役職) ○○ ○○(代表者名) を受注者として、下記条項のとおり契約する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、発注者が業務用自動車として、業務に支障をきたすことなく、また完全なる機能で運行し得るように受注者が自動車を供給し、保守点検並びに仕様点検を行い、適確に賃貸借することを目的とする。

(契約の種別)

第2条 この契約は、第4条に定める自動車の個別貸渡契約に適用することとし、受注者の定め る貸渡約款に基づく自動車貸渡契約とする。

(契約の期間)

第3条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(貸渡自動車)

第4条 貸渡を行う自動車は、別表のとおりとする。

(予約)

第5条 発注者が受注者の自動車を使用するにあたっては、使用開始日の2営業日前までに受注 者の営業所に予約するものとする。

(契約の履行)

第6条 受注者は、書面による発注者の承諾を得ないでこの契約の履行を第三者に委任、または、 この契約により生ずる債権を譲渡してはならない。

(不履行の承諾)

第7条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰さない事由により、所定の期日に本契約を履行することができないときは、発注者に対しその事由を明らかにした書面を提出して、発注者の承諾を求めることができ、発注者は相当審査の結果それを承諾することがある。

(契約料金の変更)

第8条 本契約成立後、予期することの出来ない事由の発生や社会情勢、物価変動等により契約 単価が著しく不適当となったときは、発注者及び受注者が協議の上、契約単価を変更する ことができる。

(賃貸借料金)

第9条 自動車の賃貸借料金は、別表のとおりとする。

なお、賃貸借料金には、車両・対物事故免責額補償制度加入料金を含むものとする。 また、カーナビゲーションは、標準装備とし、賃貸借料金内とする。ただし、カーナビ ゲーションを標準装備していないものについては、ポータブルでも可とし、賃貸借料金内 に含めるものとする。

- 2 乗捨料金については、別表のとおりとする。
- 3 冬季における降雪地域での使用においては、スタッドレスタイヤを指示した場合においては、別表のとおりとする。

(賃貸借時間)

- 第10条 1回当りの自動車貸渡時間は、午前8時より午後8時までの12時間を基本とする。 その他については、6時間まで、24時間までとし、24時間を過ぎる場合については、 1日を単位とする。
 - 2 超過時間については1時間を単位とし、別表の超過時間料金を支払う。 ただし、前条で定める賃貸借料金との比較において安価となるものをその利用の賃貸借 料金とする。また、走行距離の制限はないものとする。

(保険)

- 第11条 受注者は貸渡自動車に対し、受注者の負担にて自動車損害賠償責任保険(自賠責)および次に掲げる任意保険を付保するものとする。
 - (1) 対人補償1名 無制限(1名あたり)
 - (2) 対物補償 無制限(1事故あたり)
 - (3) 車両補償 時価額(1事故あたり)
 - (4) 人身傷害補償 3,000 万円まで (1名あたり)

(賃貸借料金以外の負担)

第12条 自動車使用に際し、燃料 (ガソリン) は、受注者にて補給することとし、かかる代金については、発注者が負担する。ただし、その他オイル等は受注者の負担とする。

(賃貸借料金の請求)

第13条 賃貸借料および前条の燃料費は毎月払いとし、受注者は当月使用分を月末にて締め切り、 ★ヶ月分を取りまとめて発注者に請求するものとする。

(賃貸借料金の支払時期)

- 第14条 発注者は受注者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。
 - 2 発注者は、自己の責に帰すべき理由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、受注 者に対して前項の期間満了の日の翌日から、支払いをする日までの日数に応じ、年 2.5% の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(契約の解除)

第15条 発注者または受注者は、15日前に書面による予告をして、本契約を解除することが出来 る。

ただし、本契約解除によって損害を生じたときは、確証のあるものに限り実費を標準としてその損害を補償するものとし、その金額については、発注者、受注者協議の上これを決定するものとする。

- 第16条 発注者は、次の各号の 1 に該当するときは、契約の全部または、一部を解除することが 出来る。
 - (1) 所定の期日に契約を履行する見込みがないことが、明らかになった時。
 - (2) この契約の履行に関して、受注者またはその代理人若しくは、使用人等に不正の行為があった時。
 - (3) 第6条の規定に違反した時。

- (4) 受注者が、破産の宣告を受けまたは、無能力者となり若しくは、所在不明となったとき。
- (5) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
 - へ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手 方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該 契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) 前各号の外、受注者が契約に違反しその違反により契約の目的を達することができないとき、前項の場合において、受注者は違約金として予定総額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第17条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求 に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約 額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又

は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法 (明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若 しくは第95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第18条 この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により 選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用 は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

(その他)

第19条 本契約に関し、以上の各条項に疑義が生じたとき、または各条項に定めない事項については、発注者及び受注者において協議の上決定する。

上記契約を証するため本証書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7 横浜第 2 合同庁舎 支出負担行為担当官 関東運輸局長

受注者 〇〇〇〇(住所) 〇〇〇〇(会社名) 〇〇〇〇(代表者役職名)〇〇 〇〇(代表者名)

価格変動等による契約金額変更に関する特約条項(覚書)

- 第1条 契約書第8条に規定する物価変動等により契約金額を変更する場合は、この特約条項に定めるところによる。
- 第2条 契約期間において、経済産業省資源エネルギー庁公表の「石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査」におけるハイオク及びレギュラー(石油製品小売市況調査 (都道府県別)・関東局単価、第1週価格と第2週価格の平均価格)のいずれかの 価格が現契約単価の価格に対して、1リットル当たり3円以上変動した場合においては、発注者及び受注者が協議して翌月から単価を変更することができるものとする。
- 第3条 前条項により、発注者及び受注者双方の協議が整った場合においては、速やか に変更契約を締結するものとする。

本合意確認を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7 横浜第 2 合同庁舎

支出負担行為担当官

関東運輸局長 〇〇 〇〇

受注者 〇〇〇〇(住所)

〇〇〇〇 (会社名)

○○○ (代表者役職) ○○ ○○ (代表者氏名)